

別紙1

※令和8年度高槻市物品・業務委託（施設管理業務委託を除く）入札参加資格者名簿に登録のない者のみ提出してください。

※本書類一覧の提出による資格取得は本案件についてのみ適用されるものであり、高槻市におけるその他の案件に適用されるものではありません。

本見積参加資格申請をする場合、

令和8年1月1日現在において、過去2年以上の営業実績が必要です。

【見積参加申請時別途必要書類一覧】

- 官公庁発行の証明書類については、鮮明なものであれば複写でも可能です。
- 表中において「◎」は必須提出書類となります。「△」は必要となる場合に提出してください。

No.	書類名	法人	個人	複写	備考
1	見積参加資格承認申請書 (物品等)(別途様式1)	◎	◎	不可	法人で個人名印を使用印として押印する場合は、必ず社印も押印してください
2	委任状(別途様式2)	△		不可	契約に関する権限を支店長等に委任する場合のみ提出が必要
3	印鑑証明書	◎		可	令和8年1月1日以降発行のもの 拡大・縮小コピーは不可
4	印鑑登録証明書		◎	可	令和8年1月1日以降発行のもの 拡大・縮小コピーは不可
5	商業登記簿謄本 (現在事項全部証明書)	◎		可	令和8年1月1日以降発行のもの 履歴事項全部証明書でも可
6	身分証明書		◎	可	令和8年1月1日以降発行のもの <※1>参照
7	登記されていないことの証明書		◎	可	令和8年1月1日以降発行のもの <※2>参照
8	住民票の写し		◎	可	令和8年1月1日以降発行のもの
9	財務諸表	◎	◎	可	<※3>参照
10	法人税及び消費税の納税証明書 (その3の3)	◎		可	令和8年1月1日以降発行のもの <※4>参照
11	所得税及び消費税の納税証明書 (その3の2)		◎	可	令和8年1月1日以降発行のもの <※4>参照
12	高槻市税の完納証明書	△	△	可	令和8年1月1日以降発行のもの 高槻市内に事業所等のある法人、個人のみ提出が必要<※5>参照
13	暴力団排除に関する誓約書 (別途様式3)	◎	◎	不可	「誓約書」を提出いただけない場合、申請の受付は行いません。

<※1> 身分証明書について

身分証明書の請求先は、申請者の本籍がある自治体となります（運転免許証などとは異なりますのでご注意ください）。

請求方法の詳細については、直接本籍地の自治体へお問い合わせください。

<※2> 登記されていないことの証明書について

登記されていないことの証明書の請求先は法務局となります。

請求方法の詳細については、直接法務局へお問い合わせください。

参考)大阪法務局本局2階 成年後見登記証明書発行窓口 戸籍課 TEL 06-6942-9459

郵送での証明書の請求は東京法務局民事行政部後見登録課(Tel 03-5213-1360 直通)へお願いします。

<※3> 財務諸表について

法人については直近1年間の財務を示す下記のものが必要となります。

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書

個人については下記のものが必要となります。

- ①令和6年分の所得税の確定申告書の写し(税務署で受付済であることがわかるもの)
- ②貸借対照表・損益計算書、または収支内訳書

<※4> 国税に関する納税証明書について

国税の納税証明書の請求先は税務署となります。

書面による請求のほか、国税庁ホームページにてオンラインでの請求も可能です。

請求方法の詳細については直接住所地を所轄する税務署へお問い合わせください。

参考)茨木税務署 茨木市上中条1-9-21 TEL: 072-623-1131(自動音声案内)

<※5> 高槻市税の完納証明書について(高槻市内に事業所等のある法人、個人のみ提出が必要となります。)

高槻市税の完納証明書の請求先は高槻市 税制課(総合センター1F 23番窓口 TEL 072-674-7824)となります。

申請する場合は、次のことに注意してください。

- I. 窓口に来られる方の「本人であることを確認できる書類」(例:運転免許証等)が必要です。
- II. 法人の場合、法人の印が必要です(押印された税証明交付申請書または委任状をご持参された方は、不要です)。
- III. 代理人が申請する場合、委任状と代理人の本人確認のできるものがが必要です。
- IV. 金融機関等で納付いただいてから市で収納確認ができるまでに最長2週間程度かかりますので、市税納付後すぐに証明書を請求される場合、金融機関等で納付の方は領収証書を、口座振替をご利用の方は引き落としされたことが確認できる預金通帳等をご提示ください。
- V. 新規に高槻市内に本店、支店等を開設した法人で、高槻市税の納税義務が未だ発生していない法人が証明書を申請する場合は、高槻市税制課に受理された法人等設立開設申告書(控用)をご提示ください。
- VI. 納税すべき高槻市税の額がない個人の場合、完納証明書かわりに個人市府民税非課税証明書を取得し添付していただく場合があります。
- VII. その他の書類が必要な場合もあります。詳しくは電話等(Tel 072-674-7501)でご確認ください。

- **提出部数**

必要書類各 1 部

- **提出書類(別途様式1～3)の記入要領**

◎各様式の押印や記載事項が、公的書類(印鑑証明書、商業登記簿謄本等)と一致しているかどうか、必ずご確認ください。

- ・実印欄に押印している印は、印鑑証明書で届け出ている印と同じか
- ・商号や代表者氏名は、印鑑証明書や商業登記簿謄本の記載事項と同じか 等

- **見積参加資格承認申請書(物品等)(別途様式1)**

参考資料1を参照の上、記入してください。

- ① 申請者欄には、本社(店)に関する事項を記入し、代表者の実印を押印してください。
- ② 受任者欄には、代表者以外の者(支店長、営業所長など)の名で契約等を行う場合に記入し、使用印を押印してください(法人で個人名印を使用印として押印する場合は、必ず社印も押印してください)。
- ③ 使用印鑑欄
 - ア 見積り、入札、契約の締結等に使用する印鑑を押印してください。
 - イ 代表者が実印を使用して自ら契約等を行う場合は、実印を使用印として届出をしてください。
 - ウ 代表者が実印を使用せず、契約等の行為に使用する印鑑を別途定めている場合は、その印鑑を使用印として届出をしてください。
 - エ 代表者以外の者(支店長、営業所長など)の名で契約等を行う場合は、その者の使用する印鑑を使用印として届出をしてください。
 - オ 法人で個人名印を使用印として押印する場合、必ず社印も押印してください(この場合、高槻市における見積り、入札、契約の締結、代金の請求及び受領の際、使用印とともに社印の押印が必要です)。
- ④ 連絡先欄には、本案件に係る TEL・FAX 番号・E-Mail アドレス、高槻市を担当する営業担当者名を記入してください

- **委任状(別途様式2)**

代表者以外の者(支店長、営業所長など)の名で契約等を行う場合に、提出してください。

* 委任者(実印)・受任者(使用印)双方の印鑑を押印してください。

- **暴力団排除に関する誓約書(別途様式3)**

申請時に必ず提出してください。提出いただけない場合、申請の受付は行いません。

* 入札参加資格承認申請書に押印する実印を押印してください。

- **提出時の注意事項**

- (1) 申請書等の記入例を参考にして、記入漏れ・印鑑の押印忘れのないようにご注意ください。
- (2) 鉛筆や消せるボールペン等の訂正の容易な筆記具は使用しないでください。
- (3) 文字等を訂正する場合、代表者の訂正印が必要です(修正液、修正テープによる訂正は不可)。
- (4) 提出書類について、ご確認等させていただく場合がありますので、**提出書類一式を必ずコピーし、お手元に保管しておいてください。**
- (5) **書類受付の確認通知は行いませんので、返信用封筒等は封入しないでください。**